

委託番号	2230
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 建築物・建築設備等定期点検業務委託（草加市役所本庁舎西棟等）
- 2 履行場所 草加市高砂一丁目1番1号（草加市役所本庁舎西棟）
草加市中央一丁目1番8号（草加市役所第二庁舎）
- 3 履行期間 令和5年（2023年）4月1日から令和5年（2023年）6月30日
まで
- 4 履行内容 建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく建築物、建築設備及び防火
設備の点検業務委託。ただし、昇降機は除く。
※建築物の点検業務は、本庁舎西棟のみ実施すること。
- 5 調査資格 次の①～③のいずれかの資格を有すること。
①一級建築士
②二級建築士
③特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者
（ただし、建築物の検査に限る。）
建築設備検査員資格者証の交付を受けている者
（ただし、建築設備の検査に限る。）
防火設備検査員資格者証の交付を受けている者
（ただし、防火設備の検査に限る。）
- 6 調査建物

別 紙

 施設一覧のとおり
※平面図等の閲覧を希望する場合は、契約課に問い合わせること。
※契約者には、平面図等を貸与する。
- 7 調査基準 ・ 特定建築物定期調査業務基準（2021年改訂版）
（財）日本建築防災協会
・ 建築設備定期検査業務基準書（2016年版）
（財）日本建築設備・昇降機センター
- 8 支払方法 業務完了払（年1回払）

9 業務の処理

- (1) 受託者は、業務の開始時に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を提出し、担当課の承認を受けること。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況に応じて担当課に中間報告をするなど、十分打合せをすること。
- (3) 現地調査に当たっては、施設の担当課等と作業日程及び作業内容について打合せを行ない、承認を受けること。
- (4) 点検時には、必ず担当課の立会いを受けること。
- (5) 令和5年6月から第二庁舎改修工事を予定していることから、5月までに第二庁舎の点検を実施すること。

10 共通事項

- (1) 受託者は、成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり又は提供してはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムの取組に協力すること。
- (3) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受託者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

11 提出物

成果品等	入手先	仕様・種類	規格	部数	提出先
定期点検報告書	契約時にEXCELファイルを貸与	・棟別（構造別）	A4	各2部	資産活用課
その他		・写真等	L版		

12 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 総務部契約課
電話048（922）1129（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先
草加市役所 総合政策部資産活用課施設管理係
電話 048-922-1798（直通）
FAX 048-924-3739

別紙

施設一覧

1 草加市役所本庁舎西棟（敷地面積4,844.46㎡）

施設名	構造	階数	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	取得年月
本庁舎西棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	5階	802.14	3,505.70	平成10年3月
				1階 786.01	
				2階 709.63	
				3階 666.15	
				4階 658.26	
				5階 658.26	
PH階 27.39					

なお、建築設備として、換気設備、自家用発電装置、非常用照明装置、給水設備、排水設備、防火設備

2 草加市役所第二庁舎（敷地面積1,686.34㎡）

施設名	構造	階数	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	取得年月
第二庁舎	鉄骨造	5階	1,118.90	4,139.286	平成28年3月
				1階 1,101.114	
				2階 1,116.563	
				3階 712.883	
				4階 712.883	
				5階 495.843	

なお、建築設備として、換気設備、自家用発電装置、非常用照明装置、給水設備、排水設備、防火設備